平成28年度 国立大学法人鳴門教育大学 年度計画

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 教育に関する目標を達成するための措置
 - (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
 - 【1】1)-① 「カリキュラム・ガイドブック」は、平成25年度に第一次試案を作成し、FDにおいて試行・改善しながら平成26年度に第二次試案を作成してきている。 授業実践におけるガイドブックの試行を経て、平成28年度には「カリキュラム・ガイドブック」(第三次試案)を作成し、平成29年度に学生に配布し履修指導に活用する。「カリキュラム・ガイドブック」の内容と活用法は、毎年度検証し 改善する。
 - ・【1-1】学部教務委員会において、「カリキュラム・ガイドブック」の内容や形態、 学生への配布時期等の検討を踏まえ、カリキュラム・ガイドブックの策定を行う。
 - 【2】1)-② 平成28年度に「カリキュラム・ガイドブック」を活用したFDプログラム を構築し試行するとともに、平成29年度から本格実施し、カリキュラム構成や 授業の内容・方法について教職協働により検証・改善する。
 - ・【2-1】学部・大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会等において、「カリキュラム・ガイドブック」を活用したFDプログラムを検討し試行する。
 - 【3】2)-① 修士課程において,第2期に研究開発した「教科内容構成科目」を平成28年度に教科・領域教育専攻の必履修科目として新設し(総数10科目),既設のコア科目「教育実践フィールド研究」(全専攻の必修科目:15科目)と結び付けて実践することを通して,学校の教科・領域学習をめぐる課題解決型学修を促す。
 - ・【3-1】修士課程に実践型カリキュラムを導入し、教科・領域教育専攻(国際教育コース除く。)において、理論と実践の往還を重視した「教科内容構成科目」(10科目)を新規開講し、既存の「教育実践フィールド研究」と結び付け実践することにより実践的な教員養成を推進する。
 - 【4】2)-② 平成28年度から、教職大学院に「学校マネジメントカプログラム」、「小中一貫教育プログラム」、「生徒指導カプログラム」等を新設し実践するとともに、学生や地域の学校のニーズを踏まえてプログラムを検証・改善する。

- ・【4-1】地域の学校や教育委員会の要求に即した教育課程、教育方法、教育内容の充実を図るため、教職大学院において、現代的な教育課題に対応する実現可能な諸プログラムを開設する。
- 【5】2)-③ 平成29年度までに、学部生・院生による主体的な課題解決型学習(アクティブ・ラーニング)及び協同学習を80%以上の授業に取り入れるとともに、第3期末までに80%以上の授業科目においてICTを活用した授業を展開する。
 - ・【5-1】学部・大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会等を通して、学生の 能動的な学修を促すための授業や、ICT等を積極的に活用した授業の在り方につ いて、検討するためにFDプログラムを実施する。また、教務委員会を通して、 平成29年度の授業計画において、課題解決型学習及び協同学習を80%以上の授 業に取り入れることを推進する。
- 【6】3)-① 平成29年度までに、小中一貫教育や生徒指導と予防教育を有機的に結び付けたいじめ防止教育等、現代的な教育課題や学生のニーズ及びキャリア形成に実践的かつ柔軟に対応した8つ以上の教育プログラムを開発し、学士課程及び大学院課程のカリキュラムや教育内容に組み入れる。
 - ・【6-1】時代の新しい要求に即した教育課程,教育方法,教育内容の充実を図るため, 大学院課程において,現代的な教育課題に対応する実現可能な諸プログラムを 開設する。
- 【7】4)-① 平成28年度に、教員養成のための少人数教育や現職教員再教育等の本学の特色を踏まえた成績評価の基準と方法に関するガイドラインを策定し、平成29年度以降それに基づいて「評価の観点」、「評価の方法」、「評価基準」を明示した成績評価と単位認定を行う。
 - ・【7-1】教務委員会において、厳格な成績評価及び単位認定を実施するため、成績評価の基準と方法に関するガイドラインを検討・策定する。
- 【8】4)-② 平成28年度に、学位審査について明確な審査基準に即して修士論文の内容に関するガイドラインを策定し、平成29年度以降教育実践に直接寄与する内容の修士論文が第2期期間中毎年50%であったのに対し毎年70%以上になるようにする。
 - ・【8-1】教務委員会において、修士課程におけるディプロマ・ポリシーに基づく学位

審査基準に即した研究論文の内容に関するガイドラインを策定する。

- 【9】4)-③ 学士課程において、平成28年度に、学生個々の各学年の単位取得やGPA等と「カリキュラム・ガイドブック」及び「学修キャリアノート」等を活用した「学生による教育実践力の自己開発・評価システム」を構築し、平成29年度から本格実施し、その効果を毎年4年次科目「教職実践演習」での模擬授業や集団討論等を通じて検証し改善する。
 - ・【9-1】学生個々がGPA等、「学修キャリアノート」及び「カリキュラム・ガイドブック」を活用し、目標・課題を明確にし、学びを省察できる「自己開発・評価システム」を構築する。

また、「学修キャリアノート」も含めた「教職実践演習」に係る評価方法について、検証・検討し成績評価基準等を策定する。

- 【10】4)-④ 教員養成教育の成果として、卒業者に占める教員就職率について、ミッションの再定義に基づき、第3期期間中は学士課程で80%を、修士課程で70%を、教職大学院で95%を確保する。
 - ・【10-1】学部合宿研修・大学院生就職研修会等を通じて教員就職への意欲を高めるための行事を実施するとともに、教員採用試験対策として就職支援行事を計画的・体系的に実施することにより、学士課程80%以上(進学者・保育士除く。)、修士課程70%以上(現職教員、臨床心理士養成コース、留学生除く。)、専門職学位課程95%以上(現職教員除く。)の教員就職率を確保する。
- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- 【11】1)-① 教職大学院の更なる重点化を図るため、「チーム学校」に係る学校マネジメント、小中一貫教育、生徒指導等に関するプログラムを新設し教育機能を強化するとともに、修士課程の教員養成機能のより一層の高度化を図るため、教科・領域教育における教科内容学研究を推進し、その成果を踏まえた実践型カリキュラムの質的転換を行いつつ、学長を室長とする企画戦略室において、大学院学校教育研究科の学生定員の適正化を実現する大学院の改組について検討し、平成31年度に改組を行う。
 - ・【11-1】現代の教育課題や学生のキャリア形成に対応するため、大学院(修士課程,専門職学位課程)において、生徒指導や予防教育等に関するプログラムを新設する。

また、更なる教員養成の高度化を図るため、新たな大学院教育の体制等を検討する。

- 【12】1)-② 修士課程と教職大学院の互いの特色を活かした教員養成機能の強化という観点から、平成29年度までに、大学院の特色ある教育プログラムの実践に当たり両課程の教員が協働で授業を担当する仕組みを作る。
 - ・【12-1】大学院課程において、修士課程と専門職学位課程の両課程の教育の特質を 補完する仕組みを導入した教育プログラムを策定し、平成29年度に実施する。
- 【13】1)-③ 四国地区5国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し、教養科目(共通科目)及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。
 - ・【13-1】四国地区5国立大学の連携によるe-Learning基盤を活用した大学教育の共同実施の一貫として、本学から提供する共同開講科目「教員の世界」を開設するとともに、提供される共同開講科目の本学における活用を促進する。
- 【14】2)-① 平成28年度に、教育・研究評価室において、「教員養成カリキュラム及び教育プログラムの評価」、「教職協働を実現するための学内組織の評価」、「PDC Aサイクルによる実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。
 - ・【14-1】教育・研究評価室において、「教員養成カリキュラム及び教育プログラムの評価」、「教職協働を実現するための学内組織の評価」、「PDCAサイクルによる実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。
- 【15】2)-② 平成29年度以降毎年,教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて,教育・研究評価委員会により「教員養成カリキュラム及び教育プログラム」,「教職協働を実現するための学内組織」,「PDCAサイクルによる実施体制」の評価を実施するとともに,教育・研究外部評価委員会において本学の教学マネジメント体制に係る評価システムの評価を行い,提言に基づいて改善を行う。
 - ·【15-1】14-1を受けて平成29年度から実施するため、平成28年度の年度計画はない。
- 【16】2)-③ 平成28年度以降毎年,教育委員会等の学外関係者の参画を得て教員養成 等推進会議を年間2回以上開催し,地域の教育課題解決型の教育プログラムの

計画・実施・効果について評価を受け、プログラムの改善を行うとともに、地域のニーズを踏まえた新たなプログラムの構築に活かす。

- ・【16-1】教育委員会等の学外関係者の参画を得て教員養成等推進会議を2回以上開催し、地域の教育課題解決型の教育プログラムの計画について評価を受ける。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- 【17】1)-① 第3期期間中、学部では全員に1年次から3年次までの合宿研修を実施するとともに、学部・大学院を通じて毎年150コマ以上の就職支援ガイダンスを開催し、学生・院生の80%以上の参加率を確保する。
 - ・【17-1】学部合宿研修(1~3年次)を実施するとともに、150コマ以上の教員就職 支援行事(課外)について、計画的・体系的に実施する。

また、これまでの広報に加えて「就職支援ニューズレター(仮称)」で参加呼びかけを行い、就職支援行事への学部・院生80%以上の参加率を確保する。

- 【18】1)-② 最新の教員採用試験情報を収集・吟味して、平成28年度に「就職支援ニューズレター(仮称)」の学生・院生への電子配信を開始する。
 - ・【18-1】就職試験への意欲向上を促し、就職支援行事への学部・院生80%以上の参加率を確保するため、平成28年度中に、就職に係る情報、就職支援行事の案内等を掲載した「就職支援ニューズレター(仮称)」の学生・院生への電子配信を開始する。
- 【19】2)-① 第3期期間中毎年度,授業料免除について,「鳴門教育大学授業料免除 選考基準」を満たした者全員に対して基準相当の免除を行う。
 - ・【19-1】本学の特色ある経済的支援(大学院修学休業制度を利用して修学する者に対する授業料免除、教員採用候補者名簿搭載期間延長制度による大学院進学者への授業料免除、教職大学院生(現職教員)向け実習経費の貸与、教職大学院(教員養成特別コース)長期在学制度受講者に対する授業料免除)を継続するとともに、通常の授業料免除制度においても学生の修学支援を充実させる。
- 【20】2)-② 平成29年度までに外国に留学する学生や学修意欲が高く特に成績優秀な学生に対する奨学金制度を創設するとともに、支援対象者の評価基準を策定し、平成30年度を目途に実施する。

- ・【20-1】外国に留学する学生や学修意欲が高く特に成績優秀な学生に対する奨学金制度創設のための申合せ、評価基準策定について検討を開始する。
- 【21】2)-③ 平成30年度を目途に、本学同窓会の構成員のうち教職等の職務に熟達した者がメンターとなり、新人・後輩に助言・支援する「鳴門教育大学地域同窓会メンター制度(仮称)」を、5府県以上を対象に創設する。
 - ・【21-1】本学同窓会の構成員のうち教職等の職務に熟達した者がメンターとなり、 新人・後輩に助言・支援する「鳴門教育大学地域同窓会メンター制度(仮称)」 の創設について検討し、制度原案を策定し、各同窓会支部におけるニーズを調 査する。
- 【22】3)-① 平成28年度には、前年度に整備したラーニング・コモンズ設備の利用について検証を行う。平成29年度では、附属図書館運営委員会において、さらに教員養成大学にふさわしいラーニング・コモンズ設備の充実について計画を策定し、当該設備の利用説明の実施や教員と連携した課題解決型学習支援の実施など、計画に基づく利用促進策を講じることにより、毎年学生等の利用日数が開室日数の70%を超える利用率を達成する。
 - ・【22-1】設置したラーニング・コモンズについて、利用促進のため、利用方法を説明したパンフレットを作成、配布し、設備の利用説明を行うとともに、利用頻度、使用機器等の利用状況や、施設に対する要望を検証する。
- (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置
- 【23】1)-① 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。さらに、高大接続改革をより一層推し進めるために、この内容を踏まえ、アドミッション・ポリシーの検証・改善を行い、平成30年度に新たな入学者選抜方法を定める。
 - ・【23-1】四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを開発・充実させる。
- 【24】1)-② 平成29年度以降,本学の特色や新しい入学者選抜方法等について、オープンキャンパス,高等学校等の訪問による説明会や他大学等と合同説明会,及

- ・【24-1】インターネット出願の方法等について、オープンキャンパス、高等学校等 の訪問による説明会、他大学等と合同説明会等において周知する。
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- 【25】1)-① 生徒指導及び予防教育に関する実践的研究について、平成27年度に、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学と連携し設立した「いじめ防止支援プロジェクト(BPプロジェクト)」を、国立教育政策研究所、生徒指導関係学会、各地の教育委員会等の協力を得ながら推進し、その成果をシンポジウムや教員研修会等を通じて徳島県をはじめ全国に発信し普及させる。
 - ・【25-1】複数の大学と連携・協働して「いじめ防止支援プロジェクト (BPプロジェクト)」を実施する。
- 【26】1)-② 平成27年度までに教科内容学を反映させた10教科の小学校教科専門教科書を作成した。この成果を踏まえ、平成28年度に教科内容学に係る研究組織を構築し、教科書を活用した授業を学士課程カリキュラムの中で試行的に実践し、その内容の妥当性を検証するとともに、平成30年度までに小学校教科専門科目の指導プランを開発する。また、平成30年度以降中等教員養成に係る教科専門科目の内容構成に関する研究を推進し、その成果を第3期末までにカリキュラムに反映させる。
 - ・【26-1】教科内容学に係る研究組織を構築し、教科書を活用した授業を学士課程カリキュラムの中で試行的に実践する。
- 【27】1)-③ 平成33年度までに、「読み書き」を含む4技能を中学校に繋ぐ小学校3年生から中学校3年生までの一貫した英語教育プログラムを開発し、附属学校、公立学校での授業実践と評価テスト等を実施することにより妥当性を検証するとともに、教員研修等に組み込んでプログラムを普及させる。
 - ・【27-1】附属小学校3~6年生及び附属中学校1年生までの系統立てた指導法及び 教材を開発するとともに、公立学校で段階的、部分的に活用してもらい、評価 テスト等の対象とする。

- 【28】2)-① 連合大学院学校教育学研究科博士課程担当の研究指導教員資格及び研究 指導補助教員資格の認定を、教員の昇任人事や研究費の業績主義的傾斜配分の 評価指標のひとつにし、第2期期間中の52%(平成24年度~27年度平均)であ った当該資格を保持した教員の割合を第3期には65%以上(期間中平均)とす る。
 - ・【28-1】理事(教育・研究担当)のリーダーシップのもと、連合大学院博士課程担当の研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格を有していない教員に対して、 資格審査受審を勧め、3人程度の新規有資格者を増やす。
- 【29】3)-① 平成28年度以降毎年、附属図書館から紀要編集委員会等に対して機関リポジトリへの登録を促すとともに、全教員を対象とした「機関リポジトリ登録に関する説明会」を開催することにより、機関リポジトリの公開総数を649件(平成27年3月末現在)から、第3期末には1,000件以上とする。
 - ・【29-1】第2期に引き続き、紀要編集委員会等に対して機関リポジトリへの登録を 促すとともに、全教員を対象とした機関リポジトリ登録に関する説明会を開催 し、年間50件以上のコンテンツを収集する。
- (2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置
- 【30】1)-① 平成29年度までに大学・附属学校園・教育委員会による共同研究体制を構築する。そして、平成30年度に共同研究の主題と研究方法を明確に定め、以後研究を具体的に遂行する。第3期末までに成果発表のための大学・附属学校園・教育委員会合同研究大会を開催する。
 - ・【30-1】大学及び附属学校園において、大学・附属学校園・教育委員会による共同研究体制の構築に係る検討委員会を立ち上げ、新たな共同研究プランを策定する。
- 【31】1)-② 第3期末までに、大学・附属学校園・教育委員会の共同研究体制から生まれる実践的教育研究の成果を活かした授業科目や教育プログラムを、学士課程・大学院課程のカリキュラムにそれぞれ1つ以上組み入れる。
 - ・【31-1】30-1を受けて平成30年度から検討を開始して実施するため、平成28年度の 年度計画はない。
- 【32】2)-① 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これ

まで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動 (Proof Of Concept等)を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。

- ・【32-1】四国産学官連携イノベーション共同推進機構(SICO)の連携の強化、株式会社テクノネットワーク四国(四国TLO)との業務統合の推進及び、平成30年度以降の事業終了後におけるSICO体制案の検討に参画する。
- 【33】3)-① 平成28年度に、教育・研究評価室において、「研究活動の状況の評価」、「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質の評価」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。
 - ・【33-1】教育・研究評価室において、「研究活動の状況の評価」、「ステークホルダー のニーズを踏まえた研究の質の評価」、「連携・協働を観点にした研究の実施体 制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。
- 【34】3)-② 平成29年度以降毎年,教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて,教育・研究評価委員会により「研究活動の状況」、「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の研究に係る評価システムの評価を行い、提言に基づいて改善を行う。
 - ·【34-1】33-1を受けて平成29年度から実施するため、平成28年度の年度計画はない。
- 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置
- 【35】1)-① 鳴門教育大学と徳島県教育委員会による連携協力事業を毎年度計画的に 実施するとともに、その他教育委員会や学校と連携して行う実践的研究を、毎 年15件以上実施する。
 - ・【35-1】徳島県教育委員会と合意した連携協力事業の実施計画を実施する。その他, 県内の学校・地域の教育の充実・発展に繋がる事業計画を策定し実施する。
 - ・【35-2】地域連携研究推進事業制度を検討し、教育委員会・学校との協議を進める。 地域連携研究推進事業制度のうち、大学選定の研究テーマを対象とした事業を 開始し、教育委員会、学校等との実践的研究と合わせて15件以上実施する。

- 【36】1)-② 平成27年度に徳島県教育委員会との連携により徳島県美馬市と阿南市に 設置したサテライト会場を、平成28年度から本格的に活用して、地理的な条件 により学びにくい環境にある教員の各種研修を支援する。
 - ・【36-1】学内に徳島県教育委員会との連携によるサテライト研修を推進する部署を設置し、平成27年度の試行を踏まえ、サテライト会場を活用した、教育委員会、学校、教員の要望に基づく研修(教育相談を含む。)、及び大学企画の研修を実施する。
- 【37】1)-③ 生徒指導及び予防教育に関する実践的研究について、平成27年度に、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学と連携し設立した「いじめ防止支援プロジェクト (BPプロジェクト)」を、国立教育政策研究所、生徒指導関係学会、徳島県教育委員会など各地の教育委員会の協力を得ながら推進し、その成果をシンポジウム等を通じて徳島県をはじめ全国に発信し普及させる。また、これらの研究成果を踏まえて、平成31年度を目途に、いじめ予防教育やいじめ発生時の指導に関する教員研修プログラムを策定し、広く全国の教育委員会や学校現場等に提供する。
 - ・【37-1】複数の大学と連携・協働して「いじめ防止支援プロジェクト (BPプロジェクト)」を実施する。
- 4 その他の目標を達成するための措置
- (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置
- 【38】1)-① 平成29年度を目途に北京師範大学との共催で第7回日中教師教育学術研究集会を開催し、その成果を学術研究集会論文集(プロシーディング)として公表する。また、北京師範大学との共同研究のノウハウを活かし、第3期期間中に新たな協定締結大学等との教員養成・教師教育に関する共同研究体制を構築する。
 - ・【38-1】共同研究連絡調整会議の構成、役割、機能等について、北京師範大学とのこれまでの共同研究事例等を参考として確定し、さらに、その学内における位置付けを明確にすることにより、海外協定締結大学との共同研究体制を構築する。
- 【39】2)-① 平成28年度以降,第1期・第2期期間中の本学の海外受託事業に係る11年間の経験と蓄積を整理活用するためアーカイブ化し、本学の国際教育貢献に関する実績をJICA等との交渉や情報提供に役立て、受託研修について、毎年3件以上の受入数を確保する。また、受託事業に関連した教職員の海外派遣につ

いては毎年5件以上を確保する。

- ・【39-1】本学の海外受託事業に係る11年間の経験と蓄積を整理活用するアーカイブ 構築のため、アーカイブ化する受託研修の選定及びその方法について検討を行 う。また、JICA委託事業を受託(3件以上)し、海外派遣の試行(5件)を行い、 課題等について検討することにより、次年度に向けての改善点を明らかにする。
- 【40】2)-② 平成28年度に、学部及び大学院の学生が外国人受託研修及びフォローアップ等、これに関連する事業に研修補助として積極的に参加できるよう体制を整備するとともに、第3期期間中、学生を国際協力ボランティアとして受託研修に一層受け入れること、国際協力を実施してきた途上国への短期派遣サポートに起用することなどを通して、「グローバル教員養成プログラム」につなげていく。
 - ・【40-1】教員教育国際協力センター強化に係る学内調整及び必要に応じて規約の改正を行い、グローバルチューターの概要(途上国への短期派遣、フォローアップや現地調査への補助、受託研修での補助等)を検討し、実施体制を確立する。
- 【41】2)-③ 地域の国際化への貢献について、平成28年度以降、外国人受託研修生と徳島県をはじめとした四国各県を中心とした教育行政機関及び学校との連携、学生の地域教育貢献への参画及び地域住民(訪問した学校の保護者を含む)の異文化理解とコミュニケーションの機会となる国際交流会を毎年3回以上実施するとともに、国際教育活動の成果の発信と議論の場として「国際オープンフォーラム」を第3期期間中3回以上開催する。
 - ・【41-1】外国人受託研修を教育諸機関及び行政機関と連携の基に実施し、保護者を中心とした地域住民に異文化理解とコミュニケーションの機会を提供するため、参加方法を検討し、試行的に国際交流会を3回実施する。
- 【42】3)-① 第1期・第2期中期目標期間中に本学で推進してきたコンケン大学(タイ)やアデレード大学(オーストラリア)での学生の海外研修プログラムの成果と課題を整理し、平成28年度までに、これまでの諸プログラムを統合するとともに、本学との協定締結大学である北京師範大学(中国)や光州教育大学校(韓国)等へ研修先を広げながら、学生の海外研修の目標・内容・事前事後指導等に係る「グローバル教員養成プログラム」を策定する。このプログラムに基づいて、平成29年度以降年間10名以上の学生を対象に海外の学校での短期教育実習を実施する。

- ・【42-1】海外協定締結大学等への学生派遣(短期及び長期)を継続し、これまでの成果と課題を踏まえて諸プログラムを統合発展させ「グローバル教員養成プログラム」を策定する。
- (2) 附属学校園に関する目標を達成するための措置
- 【43】1)-① 保護者や教職員等のニーズ調査や地域社会の動向を踏まえながら、平成29年度までに附属中学校のクラス規模に関するプランを策定する。そのプランを平成30年度に実行し1クラスの人数を変更する。
 - ・【43-1】附属中学校における1クラス当たりの適正人数を検討し、入学定員等、クラス規模に関するプランを決定し、公表する。
- 【44】1)-② 保護者や教職員等のニーズ調査や地域社会の動向を踏まえながら、平成 31年度までに入学選考方法を検討し、実施する。
 - ・【44-1】多様な幼児児童生徒を受け入れるため、入学選考方法について、ニーズ調査を行う。
- 【45】2)-① 教育実習参加の適格判定を厳格に行うため、学部教務委員会において、 平成28年度に教育実習への参加要件に関する評価基準、学生が使用する評価ル ーブリック、教育実習参加自己検定問題を開発し、平成29年度の教育実習生か ら運用する。
 - ・【45-1】教育実習参加自己診査の改善を図るとともに、附属学校と連携して教育実習の評価ルーブリックを開発する。また、教育実習への参加にあたり、自己診査における基礎力不足の学生や心身面で不安のある学生への指導の在り方について検討する。
- 【46】2)-② 教職大学院の学部卒学生の実習について、平成28年度から、学部学生の 副免実習が行われる10月~11月に時期を合わせ5週間集中的に、附属学校での 学級経営・教科指導等を含むより実践的な実習を実施する。
 - ・【46-1】附属学校において、学部卒の教職大学院生に対し、学部学生の副免実習期間と同時期に集中的(5週間)に、基礎インターンシップとして、教科指導等を含む授業実践力、生徒指導力、学級経営力について基盤の獲得を図るため、より実践的な実習を実施する。

- 【47】3)-① 「大学教員の附属学校における研修プログラム」に基づいて、初等・中等教育現場での指導経験を1年以上有すると認められる者には、大学と附属学校との関係性等を理解するために、附属学校園において延べ5日間程度の研修を行う。初等・中等教育現場での指導経験が1年未満である者には、不足する指導経験等について、原則2年間のうちに実質的に1年間に相当する実務経験を附属学校園において補完させる。
 - ・【47-1】昨年度に創設した学校現場での指導経験の少ない新規採用大学職員に対する研修制度について、該当する新規採用大学職員に対し研修を実施するとともに、研修内容の改善を行う。
- 【48】4)-① 平成28年度から、教科学習につながる基礎的な思考・技能、あるいは生きる力の育成及びそれらを基盤とした英語・数学・国語・生徒指導に関する幼小中一貫型教育のための教育目標の設定、教育課程の編成、教育組織・体制の整備に取り組み、実践する。その成果と課題を検証し、第3期期間中に他の教科・領域教育等での幼小中一貫型教育プランを開発する。
 - ・【48-1】幼児期から児童期への科学的思考力の涵養及び小学校外国語活動と中学校 英語科をつなぐための各々の教育プログラムを試行する。併せて、大学及び附 属学校園の教員とで指導体制の整備を検討し、幼小中一貫型教育プランを策定 する。
- 【49】4)-② 平成30年度を目途に、幼小中一貫型教育プログラム開発の成果を反映させた授業科目を学部・大学院のカリキュラムに組み込むとともに、地域の教員を対象とする研修会を企画・実施する。
 - 【49-1】48-1を受けて平成29年度から実施するため、平成28年度の年度計画はない。
- 【50】5)-① 大学と附属特別支援学校発達支援センターの連携により、平成28年度から、教員の個別指導については、平成24年度~26年度の平均で年間5名であったものを年間15名以上を対象に実施する。教員を対象とした研修会は、同期間平均で年間3回・延べ55名であったものを年間3回・延べ100名以上を対象に実施する。障害を有する幼児児童生徒が在籍する学校園への訪問支援・来校支援は、同期間平均で年間120回程度であったものを年間150回以上実施する。取組に関する訪問調査やアンケート調査は毎年実施し、その分析・評価を通じて取組内容を改善する。

- ・【50-1】大学と附属学校間の相談支援体制を構築するとともに、徳島市教育委員会等と連携して支援対象校を決定し、教員の個別指導を年間15名以上を対象に実施する。
- ・【50-2】本校教員による公開研修会を年3回・延べ100名以上を対象に実施する。
- ・【50-3】校内の相談支援体制を整え、年間150回の訪問支援・来校支援等を目指す。
- Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
 - 【51】1)-① 平成28年度から、企画戦略室に機関調査機能(IR機能)を集約した「IR チーム(仮称)」を設置し、大学経営や教学マネジメントを支える情報提供を計 画的に行い、大学の戦略的施策の企画立案に活用する。
 - ・【51-1】機関調査機能(IR機能)を集約した組織を新設し、機能強化に向けた情報 収集・検討を行う。
 - 【52】2)-① 平成28年度に監査の充実を図るため、教員養成系大学を主たる対象とした教育研究、社会貢献及び大学のガバナンス体制の状況調査を行い、監査項目・内容、観点基準等を作成し、平成29年度からは、それらに基づき監査を実施する。また、監事は役員等との意見交換の場を年間5回以上設け、ガバナンスやコンプライアンスを強化する。
 - ・【52-1】監査の充実を図るため、教員養成系大学を主たる対象とした教育研究、社会貢献及び大学のガバナンス体制の状況調査を行い、マニュアル(監査項目・内容・観点基準等)を作成する。
 - ・【52-2】役員等との意見交換の場を年間5回設け、ガバナンスやコンプライアンス を強化する。
 - 【53】3)-① 第2期(平成27年4月1日現在)では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は7.1%、教員に占める女性の割合は23.1%であった。第3期においては、女性を積極的に登用して、役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上に向上させるとともに、教員に占める女性の割合については20%以上を引き続き確保する。
 - ・【53-1】役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上とするとともに、教員に占める女性の割合について20%を確保する。
 - 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 【54】1)-① 教職大学院の更なる重点化を図るため、「チーム学校」に係る学校マネジメント、小中一貫教育、生徒指導等に関するプログラムを新設し教育機能を強化するとともに、修士課程の教員養成機能のより一層の高度化を図るため、教科・領域教育における教科内容学研究を推進し、その成果を踏まえた実践型カリキュラムの質的転換を行いつつ、学長を室長とする企画戦略室において、大学院学校教育研究科の学生定員の適正化を実現する大学院の改組について検討し、平成31年度に改組を行う。
 - ・【54-1】現代の教育課題や学生のキャリア形成に対応するため、大学院(修士課程,専門職学位課程)において、生徒指導や予防教育等に関するプログラムを新設する。また、更なる教員養成の高度化を図るため、新たな大学院教育の体制等を検討する。
- 【55】1)-② 平成28年度から、教職大学院に教員免許を持っていない学卒の社会人や中学校教員免許を持っている学卒生等を対象にした「小学校教員養成長期プログラム」を新設する。
 - ・【55-1】専門職学位課程教員養成特別コースにおいて、「小学校教員養成長期プログラム」を開設する。
- 【56】1)-③ 実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験をもつ大学 教員を40%にする。
 - ・【56-1】実践的指導力の育成・強化を図るため、大学教員の採用案件について、学校現場で指導経験をもつ大学教員を公募する。また、教員免許を有し、学校現場で指導経験の少ない大学教員を採用した場合は、附属学校での研修を実施すること等により、学校現場で指導経験をもつ大学教員の割合を向上させる。
- 【57】2)-① 平成28年度以降,「教職キャリア支援センター」,「長期履修学生支援センター」及び「教職大学院コラボレーションオフィス」各々のセンターが協働する連携体制を構築し、その体制の下で支援員の相互交流を行う。
 - ・【57-1】「教職キャリア支援センター」、「長期履修学生支援センター」及び「教職大学院コラボレーションオフィス」における学生への教育支援の状況について検証の上、効果的な連携協働体制の構築に係る計画を策定する。
- 【58】2)-② 平成28年度から教職大学院に長期在学生(3年制)を受け入れることに

伴い、教育支援体制を拡充するため、「長期履修学生支援センター」において、 長期在学学生の免許取得支援や教育実習の事前・事後指導等を行う。

- ・【58-1】長期履修学生支援センターにおいて、平成28年度から受け入れる教職大学院の長期在学生(3年制)に対し、平成27年度に拡充した教育支援体制により修学支援を実施する。
- 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- 【59】1)-① 平成28年度までに業務の棚卸しを行い、平成29年度までに組織のシステム化・集中化を実施する。また、業務の見える化・標準化については、平成28年度から整備を進め、平成30年度を目途に完成させ、その後適宜更新する。
 - ・【59-1】事務組織内に業務見直しワーキンググループを設置し、基本方針を定める とともに各部署において業務の棚卸しを実施する。併せて、業務の見える化・ 標準化を進める。
- Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 外部研究資金, 寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
 - 【60】1)-① 外部研究資金等を獲得するため、第2期では、各種インセンティブの付与や科学研究費等獲得に向けた研修の実施等の取組を積極的に行った結果、毎年度1億円を超える外部資金を獲得してきた。第3期では、更に戦略的に外部研究資金等を獲得するため、平成28年度までに企画戦略室において多様な財源の受入れを積極的に進めるための戦略を策定し、第3期期間中、目標として毎年度1億円の外部資金獲得を達成する。
 - ・【60-1】多様な財源の受入れを積極的に進め1億円の外部資金を獲得する。
 - 【61】1)-② 各教員の研究費の財源として積極的に外部資金を導入するため、企画戦略室において科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金)の獲得に向けた戦略を策定し、実行する。このことにより、教員の新規応募率(新規応募者数/新規応募可能な教員数)を、第2期の約40%(平成22年度から平成26年度までの平均値)から、第3期は平成33年度までに1.5倍の60%に増加させる。
 - ・【61-1】科学研究費助成事業の獲得に向けた具体的方策を策定する。また、新任教 員研修会及び学内説明会等で継続的に科研費応募を促す取組を推進する。

- 【62】1)-③ 寄附金収入(研究資金を除く。)については、第2期には年間数十万円程度であったところ、平成27年度には教育現場への支援事業や地域の子供たちを育成する事業を進めるとともに学生への修学支援や奨学金支給など教育研究環境の整備を推進するための「鳴門教育大学基金(仮称)」を創設した。第3期には、この基金を本格的に活用するとともに、これらの事業への賛同・協力を広く求め、この基金への寄附金を第3期期間中に1,000万円を目標として募る。
 - ・【62-1】平成27年度に創設した「鳴門教育大学基金」について、募金活動の基本戦略を策定するとともに募金活動を実施し、目標額の167万円を確保する。
- 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
- 【63】1)-① 第2期には、定員管理計画を定め、職員の計画的削減や大学教員の原則後任不補充等により、人件費の削減を行った。第3期には、企画戦略室において学長のリーダーシップの下本学の特色・強みを生かした改組案を踏まえた人件費管理戦略を策定し、計画的に実施する。
 - ・【63-1】平成31年度に行われる大学院の改組案が策定されるまでに適用する人件費 管理戦略(人員管理計画)を策定する。
- 【64】2)-① 第2期は、効率的な契約方法に積極的に取り組み、15件の複数年契約及び2件の大学間連携による共同購入を実施した。第3期には、これらを更に積極的に取り組み、第2期を上回る件数を実施する。
 - ・【64-1】複数年契約及び共同購入について、引き続き実施するとともに、新たな複数年契約案件の検討を行う。
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
- 【65】1)-① 職員宿舎(120戸)の入居率の向上を目的に第2期に引き続きアンケート調査の実施と平行して、収支バランス、コストバランスや周辺の賃貸住宅状況を勘案し、平成33年度までに他用途への転用、民間活力の利用及び一部廃止等の資産整理も視野に入れた計画を策定し実施する。
 - ・【65-1】収支バランス、コストバランスを勘案し、職員宿舎料の変更を検討する。
- 【66】1)-② 非常勤講師宿泊施設(「高島会館」8室)の利用率の向上を目的に第2期に引き続きアンケート調査の実施と平行して、収支バランス、コストバランスや周辺の宿泊施設状況を勘案し、平成33年度までに他用途への転用、民間活

力の利用及び一部廃止等の資産整理も視野に入れた計画を策定し実施する。

- ・【66-1】非常勤講師宿泊施設(「高島会館」8室)の利用率の向上を目的にアンケート調査を実施する。また収支バランス、コストバランスを勘案し、非常勤講師宿泊料の変更を検討する。
- 【67】2)-① 毎年度、資金繰計画を策定し本学独自の運用を行うとともに、大学間連携による共同運用にも積極的に参画する。
 - ・【67-1】本学独自で資金運用を行うとともに、大学間連携による共同運用にも積極的に参画する。
- IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 【68】1)-① 平成28年度に、教育・研究に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定し、平成29年度以降その評価指標と評価基準に基づく自己点検・評価を実施する。
 - ・【68-1】教育・研究に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定する。
 - 【69】1)-② 平成28年度に、各教員・組織等に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定し、平成29年度以降その評価指標と評価基準に基づく自己点検・評価の結果を教育研究費の業績主義的傾斜配分に反映させる。
 - ・【69-1】各教員・組織等に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定する。
 - 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
 - 【70】1)-① 企画戦略室において、学生や外部有識者の意見を取り入れながら、ステ

- 一クホルダーに応じた広報媒体を活用し、効果的なタイミングで積極的な情報 発信を行える広報手法を開発する。
- ・【70-1】平成27年度に策定した広報戦略に基づき、効果的・効率的な広報活動を実施する。また、学生や外部有識者の意見を取り入れながら、新たな広報手法を開発する。
- V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
 - 【71】1)-① 教職大学院の重点化、修士課程の機能強化に向けた大規模改修計画を立案するに当たり、安全安心な教育研究環境、全学共用スペース面積20%確保、グローバル化、機能強化等の検討を行いつつ、平成28年度は再開発に向けた様々な要望を取りまとめ、平成29年度から計画を策定し、国の財政措置の状況を踏まえつつ順次実施する。
 - ・【71-1】安全安心な教育研究環境、グローバル化、機能強化等に向けた大規模改修 計画を立案するための条件整理を行う。
 - 【72】1)-② 防災設備,インフラ設備等の計画的な改修更新を行い機能維持に努める。また、修繕計画による修繕工事を実施し、省エネ効果の高い機器への更新によるランニングコストの削減と安全安心な建物維持及び建物の長寿命化対策を行う。
 - ・【72-1】キャンパス全体の防災設備、インフラ設備等の更新計画を策定する。また、 修繕計画による修繕工事を実施し、機能維持に努める。
 - 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
 - 【73】1)-① 南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え,「防災対策基本方針」に基づき教職員及び学生はもとより関係自治体と協力し毎年度防災訓練を行い,反省点を踏まえより実効性のある防災対策基本方針への見直しを行い,更なる参加者の増加を目指す。また,関西広域連合の一員である徳島県と協力し,原子力災害に係る広域避難者の受入体制を整える。
 - ・【73-1】南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、防災訓練を実施し、反省点を 踏まえ防災基本計画を見直す。また、原子力災害に係る広域避難者受入体制に ついて検討を行う。
 - 【74】1)-② 本学における帰宅困難者に対する防災関連物資及び資機材の備蓄・整備

について、備蓄計画に基づき平成28年度に100%を達成し、期間内は備蓄計画の 見直しや備蓄及び品質維持を行う。

- ・【74-1】本学における帰宅困難者に対する防災関連物資及び資機材の備蓄・整備について、備蓄計画に基づく5ヵ年計画を平成24年度より実施し平成27年度に約80%を完了。最終年度の平成28年度に備蓄率100%を達成する。
- 【75】2)-① 社会で起きている事件・事故等の状況を踏まえ、既に整備されている規則及び各種対策マニュアル等を再評価し、現状に適合するよう改善するとともに、職員及び学生を対象にした講習会の開催やクイックマニュアルの配布などを通じて情報発信を行う。
 - ・【75-1】社会で起きている事件・事故等の状況を踏まえ、既存の本学危機管理基本 マニュアルにおけるリスク要因の再評価を行い、新たに対応すべきリスク要因 の洗い出しを行うなど総点検を行う。
- 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置
- 【76】1)-① 平成28年度以降,毎年,研究者倫理に関する規範意識を徹底していくための研修を新たにe-Learning等を活用して対象者の受講状況を確認しつつ受講率100%を達成するとともに,研究費の使用に関する不正防止対策の理解や意識を高めるための研修を毎年度複数回開講する。また,研究費の運営・管理に関わる者に対し、法令遵守や研究費に関する誓約書の徴取を継続的に実施する。
 - ・【76-1】研究倫理に関する研修をe-Learningを活用して開講し、受講率100%を達成する。また、研究者に係る法令遵守等に関する誓約書の徴取を継続的に実施する。
 - ・【76-2】研究費の使用に関する不正防止対策の理解や意識を高めるための研修を複数回開講する。また、取引業者に対し、法令遵守や研究費に関する誓約書の徴取を継続的に実施する。
- 【77】2)-① 毎年、情報セキュリティに関する啓発のため、職員及び学生を対象にした研修・説明会を実施するとともに、定期的に情報セキュリティ対策について注意を喚起する文書を通知する。
 - ・【77-1】情報セキュリティに関する研修・説明会の開催及び情報セキュリティに関する注意喚起に関する文書の通知により、情報セキュリティに関する意識啓発を行い、情報セキュリティ対策を徹底する。

- 4 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置
- 【78】1)-① 環境マインドを持った人材育成を行うために,「エコアクション21」等環境マネジメントシステムを継続し,エコカードの作成・配布,環境活動レポートの作成・公表,講演会の開催,環境目標・環境活動計画の達成等を行いつつ,環境負荷の逓減に配慮した持続可能な大学キャンパスを構築する。
 - ・【78-1】環境マインドを持った人材育成を行うために、環境マネジメントシステムを継続し、エコカードの作成・配布、環境活動レポートの作成・公表、講演会の開催等環境保全に関する啓発活動を推進し、環境目標・環境活動計画に基づき、活動を行う。
- VI 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画 別紙参照
- Ⅶ 短期借入金の限度額
 - 〇 短期借入金の限度額
 - 短期借入金の限度額
 830.611千円
 - 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費と して借り入れることが想定されるため。

▼ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画なし

区 剰余金の使途

- 〇 決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
 - ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
附小渡り廊下取設	総額	施設整備費補助金
	1 0 3	(78百万円)
・ライフライン再生 I (電		(独)大学改革支援・

気設備)	学位授与機構施設費交	学位授与機構施設費交	
	付金		
	(25百万円)		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の 整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり 得る。

2 人事に関する計画

- 〇 平成31年度に行われる大学院の改組案が策定されるまでに適用する人件費管理戦略(人員管理計画)を策定する。
- 〇 理事(教育・研究担当)のリーダーシップのもと、連合大学院博士課程担当の研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格を有していない教員に対して、資格審査 受審を勧め、3人程度の新規有資格者を増やす。
- 実践的指導力の育成・強化を図るため、大学教員の採用案件について、学校現場で指導経験をもつ大学教員を公募する。また、教員免許を有し、学校現場で指導経験の少ない大学教員を採用した場合は、附属学校での研修を実施すること等により、学校現場で指導経験をもつ大学教員の割合を向上させる。
- 〇 役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上とするとともに、教員に占める女性の割合について20%を確保する。
- (参考1) 平成28年度の常勤職員数 312人 また,任期付き職員数の見込みを24人とする。

(参考2) 平成28年度の人件費総額見込 3,083百万円

別表 (学部の学科, 研究科の専攻等)

学校教育学部	学校教育教員養成課程 400人
学校教育研究科	人間教育専攻 180人
	(うち修士課程 180人)
	特別支援教育専攻 40人
	(うち修士課程 40人)
	教科・領域教育専攻 280人
	(うち修士課程 280人)
	高度学校教育実践専攻 100人
	(うち専門職学位課程 100人)

附属幼稚園	130人
	学級数 5
附属小学校	630人
	学級数 18
附属中学校	480人
	学級数 12
附属特別支援学校	6 0 人
	学級数 9

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成28年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	3, 322
施設整備費補助金	7 8
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	1 3
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	2 5
自己収入	7 2 4
授業料及入学金検定料収入	6 4 5
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	7 9
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	102
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	6 3
出資金	0
計	4,327
支出	
業務費	4, 109
教育研究経費	4, 109
診療経費	0
施設整備費	103
船舶建造費	0
補助金等	1 3
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	102
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0

出資金	0
計	4, 327

[人件費の見積り]

期間中総額3,083百万円を支出する(退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額	
費用の部	4,	298
経常費用	4,	298
業務費	3,	9 3 4
教育研究経費		5 5 1
診療経費		0
受託研究費等		8 7
役員人件費		6 6
教員人件費	2,	3 1 3
職員人件費		9 1 7
一般管理費		164
財務費用		1
雑損		0
減価償却費		199
臨時損失		0
収入の部	4,	2 3 5
経常収益	4,	2 3 5
運営費交付金収益	3,	223
授業料収益		5 1 7
入学金収益		104
検定料収益		2 4
附属病院収益		0
受託研究等収益		8 7
補助金等収益		1 2
寄附金収益		1 0
施設費収益		1
財務収益		1
雑益		7 9
資産見返運営費交付金等戻入		1 5 1
資産見返補助金等戻入		1 5
資産見返寄附金戻入		7
資産見返物品受贈額戻入		4
臨時利益		0
純利益		△63
目的積立金取崩益		6 3
総利益		0

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	5, 098
業務活動による支出	4, 101
投資活動による支出	3 0 8
財務活動による支出	2 6
翌年度への繰越金	663
資金収入	5, 098
業務活動による収入	4, 160
運営費交付金による収入	3, 322
授業料及入学金検定料による収入	6 4 5
附属病院収入	0
受託研究等収入	8 7
補助金等収入	1 3
寄附金収入	1 5
その他の収入	7 8
投資活動による収入	2 0 4
施設費による収入	1 0 3
その他の収入	1 0 1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	7 3 4